

静岡県監査委員告示第18号

令和6年4月25日付けで受け付けた静岡県職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

令和6年7月5日

静岡県監査委員 渡邊 芳文
静岡県監査委員 山下 和俊
静岡県監査委員 良知 淳行
静岡県監査委員 阿部 卓也

第1 請求人

浜松市中央区雄踏町宇布見5211-1 星野 光央

第2 監査の請求

1 措置請求書の受付

令和6年4月25日 静岡県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）受付

2 請求の内容

静岡県職員措置請求書

静岡県開発審査会の委員に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

だれが。（県の執行機関又は職員）：

交通基盤部 都市局 土地対策課

いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。：

開発審査会の委員に対して、費用（日当交通費）等を支出した。

違法に開催された開発審査会は、令和5年9月28日（木）と令和5年11月30日（木）の2回である（甲第1号証、甲第2号証）。

開催日	支払総額	
9月28日	63,582	円
11月30日	55,606	円

合計 119,188 円

支払年 令和5年 とある。現在令和6年であるから、支出してから1年以内であることは示されている（甲第3号証）。

その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。：

支出の前提となる開発審査会の開催自体が、代表が欠席した。これは要件を欠いたものであった。つまり、違法な手続きによるものであった。

要件について、

第1 静岡県開発審査会条例 昭和44年12月10日静岡県条例第44号によれば、

(会長)

第3条審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長及び3人以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(甲第4号証)

また、静岡県の会議開催要項からの抜粋である。

令第43条法第78条第8項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 開発審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定めるものとする。

二 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するものとする。

三 開発審査会は、会長 (会長に事故があるときは、その職務を代理する者。次号において同じ。)のほかに、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないものとする。

四 開発審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする

(甲第5号証)

要件は、「会長の出席」と「委員の過半数の出席」であるが、会長が欠席した。その理由も、唯一認められる「事故」ではなかった。県職員からの回答(甲第6号証)によれば、本業等による理由で2度欠席し、欠席理由を証明する書面の提出もしていない。この時点で、会長を務めることはできないことを自ら実証したと言える。そして、法令に基づかない「会長代理」という役職を設け、開催した。その開発審査会は違法に開催されたのであり、無効である。

少し説明させてもらうが、これは奇妙である。開発審査会は、法令に基づき会長を定めている。会長代理が常設されていることに違和感がある(甲第7号証)。法令に基づく、正当なも

のなのか。どのような法令根拠に基づいて、会長代理を常設しているのか。会長と会長代理は同じではない。

これは証拠に基づく推察であるが、明確に、条例や会議開催要項を熟知した者の仕業であろう。事故があるとき以外は、会長代理とならないことを知っていたのだろう。事故以外に、会長代理とすれば、違法であることが明らかになってしまう。かといって、会長（責任者）が不在のまま開催することもできない。そこで、「代理」という通常ありそうな立場を作り上げ、常設することで疑念を持たせないようにし、その「会長代理」を設けておいたのではないか。その結果、絶対に法令等に従わなければならない立場の静岡県職員が錯誤に陥り、会長が事故でもないのに欠席したまま、会長代理という法的な根拠もなく、ありそうな立場を設定することで、開催することにこぎつけたのではないか。

土地対策課にすぐに再質問した（甲第8号証）が、未だ回答がないまま約80日が経過した。公務員の懲罰対象事由である「虚偽報告」を避けるために用いられる「回答しない」という常套手段のように思われる。

この請求を機に、全てを知る委員及び職員が監査委員に何と答えるか。その回答が、これらの経緯を詳らかに明らかにしてくれるだろう。法令上、その誰もが虚偽を述べることはできない。条例の条文、会議開催要項の文言を、知っていたのか、知らなかったのか。知りながらの故意か、重過失か、過失か、錯誤か。何か原因がなければ、絶対に起こり得ないことである。

いずれであっても、開発審査会の開催に係る手続きが違法である以上、それら開催に関わり支出した行為、全てが違法である。

その行為により、どのような損害が県に生じているのか。：

当該開発審査会を開催するために支出した全額（119,188円）。

開発審査会が、違法に開催された事実が存在することにより、静岡県開発審査会に対する社会的信用が崩壊したこと。

開発審査会で、審議したことが全て無効である。開発審査会のやり直しが必要となる。どれだけの市町村、申請者に被害、迷惑をかけることになるか。損害は計り知れない。

どのような措置を請求するのか。：

開発審査会会長（A）の即時解任。

他の開発審査会の委員も、要件を欠く違法で無効な開発審査会の開催に関わる程度に応じた厳重な処分（解任もあり得る）。

委員に支出した全額（119,188円）の返還請求。

二度とこのように要件を欠く、違法な手続きで無効な開発審査会を開催しないために、原因を究明した上で、法令等に照らし、職員が職務を遂行できる環境を整えることを求める。その際、相手が、専門家であろうが、間違っていることは間違っていると強く言わねばならないことを、静岡県職員一同が認識し、専門家に対し、臆することなくハッキリと言える職員となる

よう、「部課長」をしっかりと教育することを求める。これは部課長の責任である。担当職員に責任を押し付けるような卑怯な上司は、直ぐに、その地位から離れさせることを求める。相応しくない者なのだから。

2 請求者

住所 静岡県浜松市中央区雄踏町宇布見 5211-1

氏名 星野 光央

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和 6 年 4 月 25 日

静岡県監査委員 様

添付資料

甲第 1 号証 令和 5 年 9 月 28 日(木)静岡県_審議会 会議録 2 枚

甲第 2 号証 令和 5 年 11 月 30 日(木)静岡県_審議会 会議録 2 枚

甲第 3 号証 静岡県開発審査会 出席者に係る支出 19 枚

甲第 4 号証 条例 会長（又は代理）と委員の過半の出席 会議開催要件 1 枚

甲第 5 号証 会議開催要件 P3 会長（又は代理）と委員の過半の出席 1 枚

甲第 6 号証 土地対策課からの回答メール 2024. 2. 5 2 枚

甲第 7 号証 静岡県_審議会・政策形成過程情報 静岡県開発審査会 2 枚

甲第 8 号証 土地対策課への返信メール 2024. 2. 5 3 枚

(注) 1 措置請求書原文に即して記載したが、Aは原文では実名で記載されている。

2 事実を証する書面として甲第 1 号証から甲第 8 号証までの資料が添付されている。（内容は省略）

請求人は令和 6 年 5 月 21 日に次の「住民監査請求の訂正補足」を提出した。

住民監査請求の訂正補足

令和 6 年 5 月 21 日

星野光央

4 月 25 日付けで提出されている住民監査請求 3 件についてです。

静岡県職員措置請求書に財務会計行為の前段となる行為が違法又は不当である理由が記載されていますが、財務会計行為そのものが違法又は不当である理由が記載されていません。

財務会計行為が違法又は不当である理由について追加の説明がございましたら【5月21日(火)】までに御提出ください。

財務会計行為そのもの、とのことだが、

(住民監査請求)

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

⇒違法若しくは不当な

公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、

又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるとき

が住民監査請求の対象である。

さらに、「住民訴訟の上手な対処法」からの引用であるが、

1 対象となる行為

財務会計上の行為でないとされる行為は、違法不当に行われた場合でも、その行為自体を監査請求、住民訴訟の対象とすることはできないが、財務会計上の行為ではない違法な行為あるいは手続きが原因先行となって財務会計上の行為がなされている場合には、その財務会計上の行為（たとえば、公金の支出）を監査請求住民訴訟の対象とし、財務会計上の行為の原因となった非財務会計上の行為手続の違法性不当性を追及することができる場合がある。（P54 秋田

仁志)

⇒できる場合がある。

すなわち、財務会計上の行為それ自体を取り出して見れば、手続は会計法規に違反することなく、支出行為などを規制する財務実体法規違反もないが、原因先行行為の違法性を引き継ぎ、その結果、後行行為としての財務会計上の行為も違法性を帯びる場合があるのである。

(P54 秋田仁志)

⇒場合がある

さらに、地方自治法の根幹である地方自治の本旨や、住民監査請求の目的に照らして、

違法性の承継が認められるのは、執行機関または職員による違法不当な支出、財産管理などを住民自身の手によって防止是正し、よって地方公共団体の主権者たる住民全体の利益を守るという住民訴訟制度の目的に照らせば、違法性の判断を、一連の行政手続、行政行為の中から財務会計上の行為のみを取り出して、その財務会計上の行為とその原因となった行為を一体としてとらえて評価すべき場合があるからである。(P54 秋田仁志)

⇒場合がある

「違法」とは、当該行為が客観的に正当性を欠くことをいい、憲法、法律、条例、規則などの法規（会計規則など財務会計に関する法規に限られない）の明文に違反するだけでなく、公序良俗に違反する場合、信義則に違反する場合、裁量権の濫用逸脱がある場合など広く含む。

「不当」とは、上記のような違法があるとまではいえないが、当該行為が、客観的にみて行政行為の目的に照らして、妥当適切性を欠く場合をいう。

～省略～ 監査請求書には、両者を併せて、「当該行為は違法かつ不当である」と記載すればよい。(P62 秋田仁志)

⇒広く含む

と書かれている。引用元としたこの書籍の概要は以下の通りであり、制度について、経験に基づく貴重な記載があった。制度を活用し、行政と実際に向き合ってきた弁護士等、早々たる方々から数々の指摘されてきた。住民監査請求を全く知らない無知な弁護士により書かれたものではない。その点を強調しておきたい。私も大変勉強させてもらっている。

平成 15 年時点である。

編者

秋田仁志（あきた ひとし）

京都大学法学部卒業、弁護士

井上 元（いのうえ もと）

大阪大学法学部卒業、弁護士

執筆者

秋田 仁志 弁護士

赤津加奈美 弁護士

井上 元 弁護士

加藤 高志 弁護士

河野 聡 弁護士

松葉 謙三 弁護士

山田 昌昭 弁護士

引用元

住民訴訟の上手な対処法 [改訂増補版]

平成 15 年 8 月 20 日 第 1 刷発行

発行 株式会社 民事法研究会

ページ数 533

金 5,000 円

内容 （下線、太字はこちらで付した）

住民訴訟に関する新しい書籍も多数現れていますが、住民訴訟制度を利用しようとする市民の立場から書かれたものは未だ数少なく（P1 秋田仁志・井上元）

私共は組織も権限もない普通の市民の声が反映されるように法と制度に息吹を吹き込みたいと考え、市民と行政の問題について関心を持ってきました。（はしがき P2 編者代表 辻公雄）

本書のテーマの前提となっている制度である住民監査請求制度は、国民主権の実現の方法としての議会制度だけでは一般市民の意見は反映され難い場合も多いということから、直接民主主義制度の機能を持つものとして人間の英知が考え出した制度です。（はしがき P2 編者代表 辻公雄）

このように、民主主義を保障する制度がつくられていても、その運用如何により、**本来の機能が発揮される**ことにも**死に絶える**ことにもなります。（はしがき P2 編者代表 辻公雄）

住民訴訟は、～省略～まだまだ十分にその活用がなされているとはいえません。（はしがき P2 編者代表 辻公雄）

住民訴訟は文字どおり住民のための訴訟制度として機能しなければならず、住民が自由に使えるものでなくてはなりません。（はしがき P2 編者代表 辻公雄）

本書も、主権者たる市民のための行政の確立に少しでも役立てばと思っています。（はしがき P2 編者代表 辻公雄）

住民は制度をどのような場合に活用することができるのか、有効に活用するためには実際にどのようにすればよいのかという視点からの整理・分析は、ほとんど行われてこなかったように思われる（P4 秋田仁志）

このような思いから、本書は、自ら住民監査請求・住民訴訟をこれから行おうとし、あるいは現に行っている市民、弁護士が住民監査請求・住民訴訟の手続を容易・迅速かつ効果的に行うことができることを目的として執筆されたものです。執筆にあたったのは、いずれも**現実**に住民監査請求・住民訴訟を手がけてきた弁護士です。（P4 秋田仁志）

⇒現代の弁護士に相談しても、ほとんど逃げ回るばかり。

本書は、～省略～実務での経験を踏まえて、住民側の視点からの論点提起も行ったうえで、多くの判例を調査・分析・整理し、学説も紹介しながら、住民監査請求・住民訴訟制度の利用マニュアルとしてまとめています。（P5 秋田仁志）

証拠収集手続きの箇所では説明しているように、住民側にとって証拠を収集することの困難さが、住民訴訟の低い勝訴率の大きな要因となっている状況があり、監査委員制度が必ずしも十分に機能していないなど、現在の住民監査請求・住民訴訟制度は、住民にとって、まだまだ十

分なものとは言えません。(P7 秋田仁志)

それでも、住民が、住民全体の利益のために、地方公共団体の違法、不当な手続、行為を、直接チェックし、是正することができる貴重な制度であることは間違いありません。また、住民監査請求・住民訴訟は、行政を住民に開かれたものとするため大きな力となるはずです。

(P7 秋田仁志)

一人でも多くの市民が、住民監査請求・住民訴訟を有効に利用し、市民の声をあげていくことが、地方公共団体が誤った方向に向かった場合にそれを是正していくことを可能にするだけでなく、住民監査請求・住民訴訟を市民にとってよりすぐれた制度にしていくことを可能とすると考えます。(P7 秋田仁志)

⇒制度が既に整っているのではなく、市民が作り上げていくということだと意味であれば、非常に共感できる思いである。その実感、職員にもあるだろう。

IV 監査請求を受けた監査委員がなくてはならないこと

支出関係書類など関係書類の調査、請求人、関係人からの事情聴取など可能な限りの調査を尽くして、判断しなければならない。(P21, 22 秋田仁志)

住民訴訟では、多くの場合、地方公共団体の職員や、契約した業者などを証人あるいは被告本人として調べることとなる。彼らは、原告住民に対し、極めて非協力的な態度で証人尋問に臨むことが多いため、そのような証人に対して原告の行う尋問は、その証言の矛盾、不合理さを追及する尋問とならざるを得ず、原告住民にとって有利な証言を引き出すことは容易ではない。証人尋問までに、地方公共団体の内部文書など有利な証拠をできるだけ多く集め、そして周到な尋問準備を行うことが尋問を成功させる鍵となる。また、多くの原告、傍聴人が証人尋問に立ち会うことは、証人に偽証に対する緊張感を与え、効果的な尋問を行うために有効である。(P27 秋田仁志)

VI 住民訴訟を弁護士に依頼するには

住民訴訟は、弁護士に依頼せず、住民自身の手で行うこともできるが、訴状等訴訟手続書類の作成は、やはり難しい。したがって、監査請求に続いて、弁護士に依頼して住民訴訟を提起することを検討している場合には、できるだけ早い時期に弁護士に相談して、事情説明を行うべきである。(P28 秋田仁志)

⇒相談したどの弁護士にも断られた。

VI 住民訴訟を弁護士に依頼するには

住民訴訟を弁護士に依頼するときには、～省略～ **弁護士に支払う費用の問題**がある。～省略～ 原告が勝訴した場合には、原告は弁護士費用を地方公共団体に請求することができる。～省略～ 監査請求、住民訴訟は、それを行う**住民個人に直接には1円の利益をももたらすものではない**ため（勝訴による利益は地方公共団体に帰属する）～省略～ 原告住民としてはできるだけ多くの住民に参加してもらい広く薄く費用を募るなどの工夫も必要であろう。（P28 秋田仁志）

改めて、静岡県職員が背負わされている憲法、法律、条例等を見ていこう。

【憲法】

日本国憲法 昭和二十一年

第十章 最高法規

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

ここに書かれているその他の公務員に、地方公共団体の公務員も含まれる。憲法通り、地方公務員は、憲法尊重擁護義務を負っている。

日本国憲法 昭和二十一年

(前文)

この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

これ（原理）に反する一切の憲法、法令等を排除する、としている。憲法遵守の宣誓は、排除されていない。

日本国憲法 昭和二十一年

第十五条

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

⇒すべて公務員

これに地方公務員も含まれる。公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない、と学校でも習うだろう。奉仕する先が、まさか自分たち（公務員）ということなどあってならないのは言うまでもない。そのような者は、「いやしい」に違いない。

日本国憲法 昭和二十一年

第十章 最高法規

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

⇒憲法に反する法律その他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本国憲法 昭和二十一年

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

⇒地方自治の本旨に基づいて

地方自治の本旨に基づかない行為があつてはならない、と憲法が明らかにしている。

日本国憲法 昭和二十一年

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

⇒法律の範囲内で条例を制定

この法律とは、地方自治法等である。法律の範囲外の条例を定めることはできない。定めてもいない条例に従って、地方公務員が、法令で定められた手続きを無視することはできない。偽ることは、公務員に認められていない。当然だが、してはならない。憲法違反である。

憲法尊重擁護義務を果たせないなら、宣誓書（添付資料1）はいったい何なのか。

私は「不誠実に生きなさい」等と日本の先生たちから教わったことがない。かような人たちは、日本の公の教育を受けてこなかったのではないか。もしくは、自身の行動をもって、日本の公の教育を真っ向から否定しているのだろうか。

また、哲学者サルトルの言葉で言えば、自己欺瞞なのか。自己欺瞞とは、自己を騙すことである（添付資料2）。今回の場合なら、適切に職務を果たせていないにもかかわらず、自らには「適切に職務を行っている」と思うことである。今も思っていないだろうか。それを自己欺瞞というのである。

さらに、通常の間人なら、嘘をつけば、バレやしないかと冷や冷やするだろう。その気持ちに耐えられない人も多いはずだ。そのような人は嘘をつけない、嘘つきにはなれない。ところが、詐欺師と呼ばれる人は、嘘をつき続けられる。それはなぜか。不思議に思わないだろうか。呼吸をするように嘘をつく、と言われるのは、嘘をついている自覚がないのである。「嘘をついている自覚がない」のは「嘘をついていない」と自己を騙しているからだ、という説もある。同じ香りがするではないか。

【地方公務員法】

地方公務員法 昭和二十五年法律第二百六十一号

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

⇒～懲戒～ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

しなければならないものを、していないのは、職務上の義務違反ではないか。

しなければならないものを、していないのは、職務を怠った場合ではないか。

地方公務員法 昭和二十五年法律第二百六十一号

第六節 服務

(服務の根本基準)

第三十条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

⇒全力を挙げてこれに専念

全力を挙げて、職務を行った、ということなのか。それとも、全力を挙げて、していないことを

したことにした、というのか。

地方公務員法 昭和三十五年法律第二百六十一号

(服務の宣誓)

第三十一条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

⇒服務を宣誓

宣誓したことを忘れた等ということが認められるのか。そんなものは誓いではない。宣誓を無視するなら、その宣誓は虚言・戯言である。その宣誓は、法律違反である。

地方公務員法 昭和三十五年法律第二百六十一号

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

⇒法令、条例、規則、規程に従い、

従わなければならないと、この法律に定められている。地方公務員法の大前提であろう。

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従わなければならない。

この根本が抜け落ちているのではないのか。

⇒且つ

又は、ではない。はっきりと、且つ、と書かれている。両方、という意味である。

⇒上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない

忠実に従わなければならない状況なのである。上司の職務上の命令であれば、責任が誰にあるのか、法律上明確である。つまり、法令違反者が誰か、明確ということである。

地方公務員法 昭和三十五年法律第二百六十一号

(職務に専念する義務)

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

⇒職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない

注意力のすべて、である。全てとは、100%のことである。用いても良い、用いなくても良い、とは書かれていない。用いなければならない。これが読めない者がいるのだろうか。

【地方自治法】

憲法にも書かれている地方自治の本旨から逸脱して良いと考えている者がいるのだろうか。地方公共団体が法令規則等を解釈するなら、地方自治の本旨、原点、基本に立ち返ってしなければならない。

自己や己の課の私的利益を追及してはならない。(地方公務員法)

一部の者の奉仕者となつてならない。(地方公務員法)

地方公共団体は、地方自治の本旨に従わなければならない。(地方自治法)

公務員は、全体の奉仕者でなければならないと定めている。(地方公務員法)

法律、政令、規則等、公務員は従わなければならない。(地方公務員法)

公務員には、憲法擁護順守義務もある。

「木を見て、森を見ず」

組織にいと、起こりがちなことだが、公務員の解釈が、地方自治の本旨から外れることは、違法である。

法令根拠を列記していく。重複するが、ご容赦願いたい。

地方自治法 昭和二十二年法律第六十七号

第一編 総則

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

⇒住民の福祉の増進を図ることを基本

【憲法】

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

憲法擁護順守義務を負っている公務員は、地方自治の本旨に基づいた「解釈」をしなければならない。

【地方自治法】

第一編 総則

第一条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

基本は、住民の福祉の増進を図ることだと書かれている。

第二条

- ① 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。
- ② 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

解釈に関しても、ハッキリと明確に、法律に定められている。

地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。

これを知らないとは、まさか言うまい。直接適用されずとも、類推適用や解釈は十分に、常識からも可能である。

職員による解釈が、地方自治の本旨を無視して、自由にできるのではない。

理念、本旨、基本に立ち返る、との常識とも一致する。

当たり前だが、地方自治の本旨に基づいて、解釈を行わなければならないと、法律の条文に、誰にでも読めるように、分かるように、書かれてあり、特に職員なら知らなければならない立場である。

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

ここにも、基本である、住民の福祉の増進に努めなければならないと書かれている。

⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

⑯ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

⑰ 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

また、国と地方との立場の違いも明確である。

第一条の二

② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

⇒住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本

さらに

【地方公務員法】

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

地方公務員法は、地方自治の本旨の実現に資することを目的としている。絶対に、地方自治の本旨から逸脱してはならないことがわからない者がいるのだろうか。

法令を読み、理解できないものは、適法な監査ができないことを自覚しなければならない。地方自治法に書かれていることである。そのような者が、高潔な人格を維持する者ではないことは、文字が読んで理解できれば、誰でも分かることである。

地方自治法 昭和二十二年法律第六十七号

第二条

- ⑩ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。
- ⑪ 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

⇒地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない

⇒規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

条例を制定した地方公共団体が、その条例に違反するなど、前代未聞の事態ではないだろうか。

他にも根拠は無数にあるだろう。

時間の制約もある中だが、全てを記載したらこの程度では済まないだろう。

「言ってくれてありがとう」と思っている人へ

【言ってくれてありがとう】

職務に対する姿勢に、鬱屈した日々を過ごしている職員も、わずかにいるのかもしれない。「これは本来の姿ではない。このような仕事したくて、県職員になったのではない。もっと公に尽くしたくて職員になったのだ」と思っている人がいるなら、朗報かもしれない。辛さを乗り越えなければ、人は成長しない。何も感じない職員は、今までも、今も、今からも、何も感じないであろう。

公務から離れる道があることも忘れないでほしい。

さらに、静岡県職員固有のものも見ていこう。

【静岡県職員倫理条例】

静岡県職員倫理条例（添付資料3）、規則（添付資料4）、処分基準（添付資料5）にも記載がある。これら全てに従うことになるが、その一部を抜粋する。

静岡県職員倫理条例（添付資料3）

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対して不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明かにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

⇒職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚

⇒常に公正な職務の執行に当たらなければならない

常に、である。ときどき、とは書かれていない。また、当たらなければならないのである。当たっても良い、当たらずともよい、とは書かれていない。

⇒職員は、常に～省略～いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

やらなければならない職務を省略すれば、それは仕事が減って、楽だろう。自らや自らの属する組織の私的利益に該当するのではないか。倫理条例違反となる。

別件だが、そのようなことを実際に発言した浜松市監査事務局職員がいた。年度の人事異動でいなくなってしまった。偶然とは思えない。

【静岡県職員倫理規則】

静岡県職員倫理規則（添付資料4）

(倫理行動規準)

(2) 職員は、常に公私の別を明かにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

(4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組みねばならないこと。

⇒いやしくも ~省略~ 自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない
⇒全力を挙げて

全力を挙げて、職務を行わないと言い訳することは認められていない。自らや自らの属する組織の私的利益のために、職務を行わなかったのか。

【静岡県職員の懲戒処分の基準】

静岡県職員の懲戒処分の基準 (添付資料 5)

1 一般服務関係

(6) 虚偽報告

事実を捏造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

⇒虚偽報告 事実を捏造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告

適法に職務を行っていないが、行っていると「虚偽報告」をしているのではないか。懲戒処分の基準に該当し、懲戒対象事由となる。

法令、条例、規則、処分基準等々、幾重にも違反していることになることがわかるであろう。それぞれの一部を取り上げた。全てを取り上げれば、もっと多くなるだろう。監査委員には調査権がある。行使してもらいたい。いや、行使しなければならないであろう。

【添付資料】

- 1 宣誓書 静岡県 (雛型) 1 枚
- 2 男のための自分探し 自己欺瞞 4 枚
- 3 静岡県職員倫理規則 9 枚
- 4 静岡県職員倫理条例 3 枚
- 5 懲戒処分の基準 9 枚

また、開発審査会についての請求は日当交通費の支払いが財務会計行為です。

財務会計行為そのものが違法又は不当

開発審査会の委員への支出については、契約や決まりが存在するはずである。その規定に基づいて、支出額が算定されているだろう。算出額の違法や不当というのは、例えば、規定よりも多額に算出している等が考えられるが、その算定額の計算における違法や不当はないと考えている。

問題は、開発審査会の委員への支出が発生するのは、職務上の話である。つまり、適法に開発審査会が開催された場合に、委員への報酬等が支出されるものである。

ところが、本件で指摘していることは、その開発審査会が、要件を欠いたまま開催した。これは違法であり、開発審査会は無効である。違法なのだ。適法な職務上ではないのである。

会長が欠席で、その理由も事故ではないのだから、要件を欠くことは、開催に当たり明らかであった。

その時点で、開催することはできないと、委員であれば分かった。わからなければならなかった。そこには職員も同席していた。

通常、会などを開催するには、出席者を確認し、開催要件を満たしているかどうか、確認するものである。この手続きを行わないことは、違法への積極的な加担である。確認を行いながら、違法な開催だと気付かなかっただろうか。それとも、違法であると認識しながら、故意に開催したのだろうか。原因の究明が待たれる。

要件を満たすかどうか、確認した時点で、会長欠席により開催要件を満たさないため、適法に開催できなかった。開発審査会が開催されなければ、委員の報酬等は発生しない。

適法な手続に従って、開催しなければ、委員への報酬の支出はなかった。

では、交通費はどうか。

これも、開発審査会が適法に開催された場合のものである。

よって、開発審査会を開催しなければ、静岡県が交通費を支出することはなかった。

そうはいつでも、「会長を除く他の委員は県庁に出てくるまでは、開発審査会が開催されないとは知らなかったのだから、交通費の支出は適法になるのではないか」との指摘があるだろう。

その言い訳も、いくつも無理がある。会長が欠席する時点で、会長代理に伝えているだろう。当然、他の委員にも伝えるだろう。

「本日の開発審査会、会長は欠席です」「会長は事故による欠席ではありません」「会長代理が●●です」

その時点で、要件を欠くことを理解しなければならない。これを理解できない者が委員を務めていることが、静岡県民として理解できない。

それを押し倒して、会長以外の委員は県庁に出てきたのである。

さらに、これは法治国家日本の静岡県の開発審査会である。当該委員の認識などは関係なく、手続に従って行われるものである。

規定にあるだろう。適法に開催された場合に支出し、開催されない場合は支出しない。そこまで調べられていないが、開発審査会の開催自体が、要件を欠き、そもそも違法なのである。

それらを踏まえれば、財政支出行為が違法となる。

それも2回も行った。要件を欠く、違法な開発審査会の開催であると、2回目でも気がつかない等、何がなされていたのだろうか。

会長が欠席する時点で、県職員や会長代理に伝えているだろう。欠席の理由も明確になる。当然、他の委員にも伝えるだろう。

「本日の開発審査会、会長は欠席です」「会長は事故による欠席ではありません」「会長代理が●●です」

この時点で、要件を欠くことを理解し、開発審査会の開催を中止又は延期しなければならない。

会長が事故ではない理由で欠席することが分かった上で、どうしても開発審査会を開催したいのであれば、会長を辞職させ、別の委員が会長に就任する等、適法に開催できるように、手続に従って行わなければならないであろう。適法な手続に従わないで、違法に開催することの意味を理解できない者が委員を務めていることが、静岡県民として理解できない。

要件を欠き、違法に開催された開発審査会に出席した委員への報酬の支出は、適法な開発審査会に出席した委員への報酬支払の手続きから逸脱しており、違法である。

つまり、報酬を支払う財政支出行為そのものが違法でもある。

そして、交通費の扱いも同様だと考えている。

ただし、会長の欠席について、開催の直前で判明し、既に県庁に到着していた委員の場合に限っては、その片道分の支出については、考慮されるべき余地がわずかにあるかもしれない。その後、違法に開催された開発審査会について、帰りの交通費についての支出は、適法ではない。違法である。

つまり、各委員への交通費を支払う財政支出行為そのものが違法でもある。

どちらも、誰かが虚偽を報告し、誤った認識のもとに、虚偽の手続きを経なければ、支出されていないものである。

以上

(注) 1 「住民監査請求の訂正補足」原文に即して記載した。

2 事実を証する書面として資料1から資料5までの資料が添付されている。(内容は省略)

3 請求の要件審査

監査の実施に当たり、本件措置請求が地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条に規定する要件に適合しているか否かについて審査を行ったところ、請求人は措置請求書に記載された場所に住所を有しており、また、本件措置請求は財務会計行為に係るものであり、その他の同条所定の要件も具備しているものと認められるので、令和6年5月30日に受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

措置請求書及び住民監査請求の訂正補足の記載や請求人の陳述から、請求人は「開発審査会の開催が要件を欠き違法であるにも関わらず、県が開発審査会の委員に対して費用(日当交通費)等を支出したことが違法である。」と主張していると解し、自治法第242条第1項に規定する以下の事項を監査対象事項とした。

- ・「違法若しくは不当な公金の支出」は存在するか。

2 監査対象機関

静岡県交通基盤部都市局土地対策課

静岡県出納局集中化推進課

3 請求人の陳述(要旨)

請求人に対して自治法第242条第7項の規定により陳述の機会を設けたところ、請求人は、令和6年6月10日に陳述を行った。陳述には同条第8項の規定により監査対象機関の立会いを認め、監査対象機関が立ち会った。

請求人は陳述用の資料として令和6年6月9日に次の「6月10日(月)陳述機会に向けて」を提出した。

6月10日（月）陳述機会に向けて

（略語）

静岡県開発審査会の委員に関する措置要求に対する意見書：意見書

本業の弁護士業務との重複で県外出張：本業県外出張、又は、県外出張

引用は、□で囲む。

意見書からの引用が大半である。原本は、土地対策課が提出済である。

P2

会長の欠席

その欠席理由について、令和5年9月28日は、本業の弁護士業務との重複で県外出張することとなったためであり、令和5年7月27日開催の審査会終了後に会長から報告があり、開催予定日の前後で日程の再調整を試みたものの調整がつかず、会長代理により当初の予定どおり開催することとした。

いずれも、審査会では、条例で定める「事故」に該当すると判断したものである。

会長が報告した先は、土地対策課であろう。開催することとしたのは、土地対策課であり、条例で定める「事故」に該当すると判断したのは、審査会委員だとわかる。

ここで、日程の調整を試みている時点で、「事故」ではないこと、若しくは「事故」ではない可能性を認識していたことになる。

なぜなら、「本業県外出張」と聞いて、「事故」だと認識していたなら、日程の調整をする必要がないからである。もちろん、調整してもいい。

P2

会長の欠席

その欠席理由について、また、令和5年11月30日は、会長がインフルエンザに罹患したためであり、当日に会長の勤務先の事務所から土地対策課に連絡があったため、各委員の了解のもと、急きょ会長代理により当初の予定どおり開催することとした。

いずれも、審査会では、条例で定める「事故」に該当すると判断したものである。

令和5年11月30日は、各委員の了解を得て審査会を開催したのである。

病欠が、「事故」かどうかは、審査会で判断した。

令和5年9月28日は、事前に各委員の了解を得て、開催したのかはっきりしない。

それも、審査記録をみてもらいたい。HP上に公開されている。

特に式次第（添付資料）には、どちらも、

14:00

開会

会議成立確認、傍聴者確認等

とある。

何と言って、確認したのだろうか。

会長は欠席です。

会長が事故の場合、会長代理が認められています。

本件は、会長は、2ヶ月前に本業県外出張が入っていることがわかり、

日程の調整を行いました。整わず、当該事由を「事故」と判断しました。

よって、会長の欠席理由を「事故」と判断し、会長代理をたて、要件を満たしたため、開発審査会を開催します。

と言ったのだろうか。傍聴とはいえ、参加者がいる会場がどよめくのではないか。

この経緯を詳しく調べて、分析しなければ、他でもおきかねない。

調査しなければ、行政上の再発防止にもつながらない。

監査委員は、徹底した調査をしなければならない。

それに、

P2 最下段

～省略～適時適切な事務処理であったとすることができる。

この言葉遣いに、明瞭に表れている。

言い切れない。

断言できない。

自信がない。

不安がある。

危うさを含んでいることを自覚している。

逃げ道を用意している。

そうだろう。

この文書を作ったのは、公務員である。

下手に言い切ってしまうと、あとで取り返しがつかない。

3枚の意見書の中で、ここだけで使われた言い回しだとみている。

他には見当たらない。

偶然などということ、いうつもりはない。

100あるうち、1つでも入れておけば、

何かあった時に逃げられる、と考えているのだろうか。

上司や議員は、このような言葉のつかいわけを行うのが職員であることを知った上で、付き合いなければならない。

「書類見せました」

「良いて言ったのはあなたです」

心しておいた方がいいかも知れない。

【最大の争点】

県外出張が事故か。

この判断を、どのように行うのか。これは、公務である。開発審査会は、公的な機関である。公である。私的な機関ではない。

ここが全く異なる点である。この認識なしに、適切な判断はできない。

私的な機関であれば、自由にすればよい。好きにすればよい。外からやいのやいの言われても、何も起きない。

しかし、公的な機関は全く異なる。

行政訴訟という言葉の通り、訴訟になる。住民監査請求もある。あらゆるリスクを背負っている。その上で決定しなければならない。

つまり、

住民監査請求を受けない
行政訴訟にならない

仮に請求があったとしても、
監査委員から勧告を受けない
裁判で負けない

そのような判断でなければならない。行政であれば、これくらい想定しなければならない。

全力を尽くし、注意力のすべてを用いて、公務員は職務を遂行しなければならないと、地方公務員法に定められている。

本請求は、「事故」とは何か。言換えれば、「県外出張」が「事故」にあたるか。
ここが最大の争点である。

法律の条文に明記してあれば、容易である。規定に文字となっていれば、それに従えばいい。
ところが、世の中、全てが明文化されていない。全てが明文化されていたら、
ただでさえ膨大な文書が、桁違いに増えてしまい、処理できない可能性も出てくる。

そこで、いわゆる「解釈」が必要になる。これを否定する者はいない。

では、その「解釈」を、好き勝手に行ってよいのか。公務員である。許されるはずがない。

地方公務員法

全体の奉仕者であり、
私的利益を追求してはならない
一部の奉仕者となってはならない

その解釈を行う上で、ものさしとなるものがあるのだろうか。ある。「地方自治の本旨」である。これは、地方自治法にある言葉である。静岡県は、地方自治法に定められた地方公共団体である。この地方自治の本旨から、外れること、逸脱することは法令上規定されていない。

「地方自治の本旨」これが、解釈する上でのものさしである。

ある解釈の必要が迫られたとしよう。当然、どう解釈するか、迷うこととなる。
法令、規定等文書を見ても書かれていない。事案・判例も調べるだろう。しかし、同様の判例を

見つけることはできなかった。次は、似たような事例はないだろうか、と調べるだろう。それでも出てこないこともある。

その時、あなたはどうするか。自分の都合のいいように、解釈してよいのだろうか。当然だが、そうできない。

そこで、「地方自治の本旨」をものさしとして、解釈が「地方自治の本旨」に適うか、どうか、判断することになる。

これに異論を唱える公務員がいるだろうか。いるなら名乗り出てもらいたい。

私は公務員ではない。

私の論理に間違いがあると分かるなら、教えてもらいたい。

教わる機会が皆無なのだ。

是非、教えてくれまいか。

さらに、「地方自治の本旨」では十分な判断ができかねる場合もあり得るかも知れない。そのときにものさしと言えるものが、「常識」であろう。

常識とは、通常の間人であれば備えている知識と言えよう。常識から外れることは、非常識と言われる。

「非常識」は大変に強い言葉である。

これを読んでいる人は、「非常識」と注意を受けた経験があるだろうか。

普通に生きていれば、そうそう経験できるものではない。常識を身につけるための厳しい研修環境で教育を受けた経験があり、多々ある。思い出すだけでも、苦しくなれる。

井上雄彦先生の大ヒットした漫画・アニメのスラムダンクには、陵南の田岡監督が、試合前の選手に対して「練習を思い出せ」と言い、猛練習を思い出した選手が青くなる、というシーンがある。重なってしまう。

「非常識」と注意を受けることは、相当に強烈であった。今も忘れることが出来ない。

それほど、通常感覚であれば、「非常識」と言われることを嫌うであろう。つまり「非常識」と言われる選択をしない、と言える。

ところが、現在は、あえて非常識な言動をとり、注目を集める輩がいる。

例えば、炎上系ユーチューバー等と呼ばれる者たちだろう。再生回数が増えれば、稼ぐこともできるのだろうが、一般人にはできることではない。

それが、公務員であれば、なおさらだろう。法令、規則等にガチガチに縛られている。それらにさえ従っていれば、常識から外れてよい等とはならない。当然、法令も、規則等も、常識に上に成り立っている。常識から外れてよい等という考えは、通常出てこない。

ここでもう一度、考えてみる。「県外出張」は「事故」か。

常識というものさしに照らしてみる。

「事故」ときいて、「県外出張」を想定することはできない。非常識である。

どうだろうか。あなたは常識あるに社会人だろうか。それとも、非常識な人間だろうか。

せっかくなので、「事故」という言葉を、常識の一つでもある辞書で調べてみた。辞書とは、多くの言葉を集め一定の順序にならべ、その発音・意味・用法などを説明した書物、である。

「事故」とは、

デジタル大辞泉 「事故」の意味・読み・例文・類語

じ - こ【事故】

1 思いがけず生じた悪い出来事。物事の正常な活動・進行を妨げる不慮の事態。「事故を起こす」
「事故に遭う」「飛行機事故」

精選版 日本国語大辞典 「事故」の意味・読み・例文・類語

じ - こ【事故】

[名詞]

② 悪い出来事。特に、人の意図によらずに起こった、正常な活動が損なわれるような事態。事件。アクシデント。故障。

学研 現代新国語辞典

事故：（物事に支障をきたす）悪い出来事。特に、不注意などによって起こる災害・災難

類義語：事件

活用例：「自動車で事故を起こした」「人身事故」

どうだろうか。辞書に書かれている意味から、「本業県外出張」が「事故」と解釈できる人は、手を挙げてもらいたい。

辞書でも、「県外出張」を「事故」と解釈できないことがわかる。

さらに、事故を少し細かく分析してみる。

通常、事故と呼ぶには、予期せぬ「突発性」と「替えが利かない」という要素があるといえる。以下に説明する。

例示してみよう。あくまで、請求人による創作話である。

1つ目。

「突発性」がわかるだろう。

会長：「インフルエンザにかかりました。開発審査会、欠席します」

職員：「いつかかったのですか」

会長：「2ヶ月前です」

職員：「えっ……。今も治っていないのですか」

会長：「もう治っています。」

事故なら欠席し、会長代理を立てられます。

どうしても休むので、事故ということで

突発的でなければ、事故と呼ばない。

また、インフルエンザは替えが利かない。かかった本人から、自由に別の人間にインフルエンザを移し替えて、回復することもできない。

2つ目。

主に「替えが利かない」ことの説明である。

会長：「交通事故を起こしました。開発審査会、欠席します」

職員：「いつですか」

会長：「たったいまです」

職員：「本日の開発審査会に来られますか」

会長：「警察を呼びます。救急車も来ます。

警察等の立ち合いは、うちの事務所にさせます。

私は開発審査会に出席します」

交通事故である。本人と所員を入れ替えて、立ち合いを行わない。替えが利かないから、「事故」として欠席が認められるのである。

これが2ヶ月前の交通事故なら、突発性がないため、欠席事由として、認められないことはわかるだろう。2か月前の事故、どうして「事故」として欠席できるのか。誰でもわかる。

では、本題に当てはめてみよう。

開発審査会の日程と本業で県外出張の日程が重なったことが分かっていた。

それも2か月前に。

これが、「突発性」を有し、「替えが利かない」事故なのか。

本業なら、本人が行くことになるだろう。替えが利かない。弁護士業務は、弁護士以外の者が行えば、非弁行為にあたりと聞いたことがある。業務なら、弁護士がしなければならない。

では、突発性がある、と言えるのか。2か月前である。

この「県外出張」が、常識に照らして、「事故」にあたるのか。

例えば、突如、開発審査会の当日に、他県で災害が発生し、対策のため緊急会合を県外で開催されることになり、国などからその招集を受けたため、県外に行くことになったとしたら、「事故」にあたりと解釈しても、常識的にも納得できるだろう。それも、公務の場合である。

それが委員の本業であったら、納得しないだろう。

355万人の静岡県民にきいてみたいものである。

あなたは、
2か月前に決まっていた「県外出張」を「事故」だと委員が解釈したことを、
理解できますか。

ここまででも、通常の知識あるものなら、十分、常識というものさしに照らして、「県外出張」を「事故」だと委員が解釈したことが非常識だと、書いている意味を理解できるだろう。

ところが、ここまででは終わらない。
2か月前に、「県外出張」が分かっていた。

開催予定日の前後で日程の再調整を試みたものの調整がつかず、

と、土地対策課は回答した。これで職員は、全力を尽くしたのか。注意力のすべてを用いた職務行為なのか。地方公務員法は、常に、地方公務員である職員が職務を行う場合に、適用される。職務である限り、地方公務員法から逃れることはできない。

注意力のすべてを用いる、ということは、当然だが、あらゆる可能性を模索することである。一つことを、全力を尽くして、できなければ、それで適法になるのではない。

日程調整にさえ全力を尽くせば、適法ではない。注意力のすべてを用いて、他の方法を模索しなければならない。

何のためか。

適法に、開発審査会を開催するためである。開発審査会の開催は、適法でなければならないのである。開発審査会が開催できなくなることは、多くの方に迷惑をかけるのである。そのことは、土地対策課も認識していた。

P2

開発審査会の日程を変更することは、予定どおりに開催されることを前提として許可手続きや事業計画等のスケジュール管理している処分庁や開発事業者に影響を与える。

仮に、開催を延期した場合は事業者の開発工事や事業効果発現に遅れが生じ、日程を前倒した場合は審査会で配布する資料等の準備が間に合わないことなどが考えられる。このため、日程の大幅な変更は避けなければならない。

驚くことはない。当たり前のことが書かれている。だからこそ、適法に開催されなければならない。

この当たり前のことを優先するためなら、違法に開催してよいのであれば、法治国家ではなくな

る。ここは法治国家、日本である。

また、開催したものの、違法開催となれば、審査会が無効となる。付議された開発許可が無効になる。万が一にも、そうなったら、それこそ大事である。工事をしている最中なら、工事がとまってしまう。

だからこそ、適法に開催できる他の方法を、注意力のすべてを用いて、模索しなければならない。

土地対策課の回答によれば、

委員は、知事が任命

会長は、委員の互選により定め

既にも書いたことでもあるが、会長を、委員の互選により定めているなら、一旦、会長職を解き、他の委員の互選で、別の委員を新たな会長に定めることはできなかったのか。2ヶ月もあつたのだろう。審査会後に、戻すこともできるのではないか。その可能性を模索したのだろうか。

違法な開催となることと、委員（会長）職にとどまることと、どちらが公共の福祉に寄与するのか。知見を有する者の集まりが委員なのだろう。

知事が任命しているなら、開発審査会を適法に開催するために、知事が罷免したり、自ら辞職することも考えられる。

（※考えられると言っているのは私であり、規則・決まりまで正確には理解していないことをご容赦願いたい。調べてもらえるといいのではないか）

委員（会長）が罷免させられれば、他の委員で互選して会長を定めることになる。委員（会長）が辞職すれば、他の委員で互選して会長を定めることになる。

欠席の事故にあたるかどうか、そのリスクを回避できる。

適法である。開発審査会を開催した後、復帰させることも、規定にあるなら考えられる。

逆に、このような手続を行えば、「違法開催逃れ」との批判を招きかねない、という判断も十分にあり得る。しかし、適法なら、批判を受け止めきれぬ。

P1

開発審査会の委員：

法律、経済、年計画、建築、公衆衛生又は、

行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者

行政に関しすぐれた経験と知識を有するなら、住民監査請求のリスクについて、行政訴訟のリスクについて、当然ながら、一般人よりもすぐれている者でなければならない。

行政に関しすぐれた経験と知識を有する委員（行政）は、審査会に参加している。法律に詳しい専門家がたまたまいなかったのか。公正な判断をすることができる者がいなかったのか。

いやいや、常識でわかる判断である。

これは、監査委員に関する請求と同じ構図だと認識している。不動産鑑定士が、最たる問題を抱えた存在だが、専門家と呼ばれる者たちの見識が、静岡県に多大な影響を与えている。

ただし、非常識の判断を行うこともあり得るのかもしれない。しかし、それは、他の方法が一切ないと判明した場合ではないか。安易にできるものではない。

他の方法があるにも関わらず、非常識な判断を安易に採用すれば、どうなるか。

地方公務員法にある通り、全力を尽くしたのか。注意力のすべてを用いたのか。問われることになる。

証人尋問という言葉を知っているだろうか。

行政訴訟を行うようになって、初めて現実に意味を理解した。

おおまかにいえば、

証人として呼ばれた者は、証言台に立つに当たり、宣誓することになる。

「うそをつきません」と。

証人には、関係人や行政職員もなる可能性がある。

その時に、「他の可能性をどれほど模索したのか、具体的に答えるように」質問されるかもしれない。

そこで、全く答えられないとしたら、裁判官はどう思うだろうか。

法律による裁きを行う者が裁判官である。

これがリスクだと言っているのである。

また、模索した結果、非常識な方法の2つに絞られたとしよう。どちらも非常識との批判は免れられない。

それでも選択しなくてはならない場合もあるだろう。2つ方法を示し、それぞれ説明し、上司に決定を仰ぐだろう。最終的には、知事かも知れない。

仮に、2つの方法を考えてみる。

- ①手続きは非常識だが、その手続き自体は適法（公文書の裏づけあり）
- ②判断が非常識（公文書の裏付けなし）

当てはめると、

- ①に当たるのが、一旦会長を辞めさせる、又は辞職する手続である。

手続きは非常識である。（正確に調べていないため、規定上できないかもしれない。適法だと仮定して話を進める）

しかし、手続き自体には、違法性はない。非常識だとの指摘は受けるが、適法である以上、何とかなりそう。

②に当たるのが、「県外出張」を「事故」と解釈する判断である。

もう間違いなく、この判断が争点となる。この判断が適切か、不適切か。適法か、違法か。

常識に照らして、非常に苦しい。大人でなくてもわかる。こうして一般人からも指摘を受ける。賛同者も一瞬で増える可能性がある。何せ、内容がわかりやすいから。

その結果、①にするか、②にするか。それは上司が判断することだろう。

全力を尽くし、注意力のすべてを用いて、他の方法を模索して、ここまで調べ上げ、説明したなら、あなたの職務は、違法性を帯びないのではないか。

しかし、全力も尽くさず、注意力のすべてを用いて、他の方法を模索していなければ、地方公務員法違反の指摘を受けるであろうことは、明白である。

なぜなら、実際に公務についていない、1円ももらっていない公務員でもない一般人が、これくらい考えられるからである。

監査委員は、この判断の適否のみならず、この判断に至る過程を、詳細に調べなければならないだろう。2ヶ月あって、その間、どのような経過を経たのか。

「事故」ではないとの認識があって、日程調整を試みたのだろう。日程調整にどれくらい費やしたのか。日程調整が不調に終わり、その後、他の方法を模索するのに、どのような検討を行ったのか。その結果として、どの時点で、「事故」と判断できる、となったのか。その過程を明らかにしなければならない。

そうしなければ、監査委員として、常に公正、不偏、客観的かつ独立的な態度で、監査を行った

とは言われないからである。

「審査会の委員が判断したのだから、適法」

などとならないことは、当然だが、

「個々の判断に委ねられている不動産鑑定士が裁量の範囲内で判断したのだから、違法ではない」

等と監査結果を報告した実績がある以上、監査委員にも、重ね重ね釘を刺さねばならない。上記のような監査は地方自治法違反、監査基準違反である、と。

分からないというつもりなのか。

この度の、土地対策課の回答は、大変なものである

これからは、2か月前にわかっていた「県外出張」が「事故」と判断（解釈）できる人こそ、開発審査会の委員だと言わねばならない。

そこに職員が含まれるかどうか、それはまた別の問題なのかもしれない。だが、可能性はありそうである。最終的な決定は、委員であっても、もし委員が違法な判断を行うなら、止めなければならない立場だからである。

委員への支出は、土地対策課が行う。財政支出行為は、住民監査請求の対象である。最終的に開発審査会の委員が決定することをもって、土地対策課に業務上の責任がないことにはできない。

他にも、意見書について、述べることがある。

P3

（４）措置請求の内容について

会長の欠席は上述のとおり県外への出張及び病気によりやむを得ず欠席したものであり、会長の解任及び会長以外の委員を処分する理由はない。

とある。

⇒県外への出張及び病気によりやむを得ず欠席したもの

これが、委員の欠席理由なら、完璧である。欠点はない。

問題は、会長の欠席理由となり得るのか、ということである。

病欠も、インフルエンザということだが、職員に確認したが、証拠がない。通常、嘘をつくとは思えないが、証明する書面を提出していない以上、確証がない。

このあと陳述する請求の内容にもかかわる極端な事例だが、

不動産鑑定士が、県職員、監査委員に事実と異なる虚偽の回答を行った。

それも高額な報酬をもらっている立場である。

開発審査会の委員の日当報酬交通費とは、桁が違う。

業務を受けた専門家ならうそをつくかもしれないが、

他の専門家なら、うそをつくことは絶対にないと言い切れるのか。

いや、そもそも、もっとあつてはならないのが、何十万円もの報酬を受けたその専門家ではないのか。それも直近5年で累計1000万円以上の報酬を、静岡県から受けている財団所属の不動産鑑定士である。

それが、住民監査請求の聴取の回答に対して、事実と異なる虚偽の回答を、監査委員に行ったのである。その結果、監査委員はそのまま鵜呑みにし、その回答を根拠として、監査結果を報告し、今も全世界に公開されたままになっている。これが静岡県監査委員の実績である。

開発審査会の委員は、良識ある専門家集団なのだろう。

「証明書を出して下さい」などと言うのは、野暮というもの。

「病気を証明するものは、何かありますか。公務なもので」

これくらい言えば、相手も分かるだろう。当日である必要もないだろう。後日でいいことである。

「行政なら、訴訟もある。書類を揃えておきたいだろう」

「出さなければならぬ決まりはないかも知れないが、出した方がいいな」

「公務員であり、自分も公務の立場。証明書、こちらから提出するべきだった」

となるだろう。職員は、会長に、言ったであろうか。

これで、わからない人が、委員の中にいるだろうか。

今後は、委員の欠席に際して、特に病気ならば、病院に行くのが通常だろうから、証明書でも、診察記録でも、領収書でも、欠席に至る病気を証する書類を出してもらうように、徹底したらどうか。

提出を徹底できないのであれば、職員が呼びかけることを徹底するようにすることはできない

か。

又は、必要に応じていつでも提出できるように、保持しておいてほしいと依頼することはできないか。少なくとも、住民監査請求の対象である1年以内など。

おそらく、上記の一言で、良識ある者なら、一瞬で察しが付く。それ以上の言葉は、不要であろう。今回の病欠の件は、監査委員から、意見してもらいたいと思っている。なぜなら、これは、静岡県行政全体に関わる指摘だからである。

県民の広場で、声を届けるのと、監査委員からの意見は、重みが全く異なる。
良い行政、適正な行政を行うよう、監査する存在が、監査委員である。

それに、監査委員も仕事をしている「実績」になるではないか。そのような実績に目がくらむようなら、「高潔な人格」とは言われまいだろう。

監査委員の、違法な監査をしていることを指摘することはあっても、意見を付したその内容は、常に、全面的に、静岡県民である私は、大変に喜んできた。

監査委員の勧告は、強い力を伴う。しかし、意見は、強制力がない。それでも影響は絶大である。これは、これまでの静岡県職員の対応で明らかである。

以上

添付資料

※278shidai 1枚

※279shidai 1枚

(注) 1 「6月10日(月)陳述機会に向けて」原文に即して記載した。

2 事実を証する書面として資料1から資料5までの資料が添付されている。(内容は省略)

陳述では、「措置請求書」、「6月10日(月)陳述機会に向けて」等に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。

(意見等)

- 静岡県職員になるに当たって、「私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的、且つ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、且つ、公正に職務を執行することを固く誓います。」と記載された宣誓書に署名して提出する。そのことを、もう一度

深く自覚してもらいたい。

- ・ 会長代理を立て得る要件として「事故があるときは」となっているので、この事故に果たしてその欠席理由が該当しているのかどうか。これが、反していれば条例違反である。
- ・ インフルエンザにより欠席したことについては、それを事故と解釈するだけの理由があれば、多くの納得できる可能性は高いと思っている。ただ、病欠、インフルエンザの欠席については、証明するものを出してもらわないといけないと思う。
- ・ 本業の県外出張による欠席を事故と呼ぶには無理がある。事故とは、土地対策課からの回答での言葉を使えば、「やむを得ず」であり、やむを得ないということと、突発であること、そして替えが効かないこと、この3つがそろったときに初めて事故と呼べると考える。

4 監査対象機関の意見書の提出及び陳述（要旨）

監査対象機関である交通基盤部都市局土地対策課及び出納局集中化推進課からは、令和6年6月6日付けで次の意見書が提出された。

静岡県開発審査会の委員に関する措置請求に対する意見書

1 静岡県開発審査会について

(1) 設置根拠、目的

静岡県開発審査会（以下「審査会」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第78条第1項及び静岡県開発審査会条例（昭和44年静岡県条例第44号。以下「条例」という。）に基づき、静岡県に設置している組織であり、法第34条第14号に係る開発行為の審査、法第43条に係る建築行為の審査、開発許可の処分等に対する審査請求の裁決を行うことを目的としている。

(2) 委員

委員の構成は、法第78条第3項の規定により、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、知事が任命することとされている。また、条例の規定により、委員の人数は7名、委員の任期は2年で再任ができること、非常勤とすることとされ、会長については、委員の互選により定め、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理することとされている。

(3) 開催状況

本県の審査会は、近年は2ヶ月に一度、奇数月の第4又は第5木曜日（3月は第2木曜日）の定例開催とし、審査案件の多寡により随時開催又は開催中止としている。

これは、一定の間隔で固定化して審査会を開催することにより、審査会の承認後に開発許可処

分を行う市町（以下「処分庁」という。）の手続きや、開発許可を受けた後に事業に着手する開発事業者が、スケジュールを組みやすいよう配慮したものである。

具体的な日程については、年度末に翌年度1年間の開催予定日を各委員及び関係市町に対し事務局から通知しているほか、各審査会の終了後に、次回開催日時の再確認を行い、更に次々回の開催日時についても各委員の都合を確認したうえで決定している。

なお、審査会は、令和元年度から5年度までの5年間で、計27回を開催しており、付議案件がないため、開催されなかったのは、3回のみである。

2 請求書の内容に対する意見について

(1) 違法又は不当な理由について

請求人は、支出の前提となる審査会の開催自体が、会長が欠席しているため要件を欠いた違法な手続きによるものであり、会長の欠席の理由が、条例等で規定する「事故」ではなかったと主張している。

まず、請求人の主張に関連する審査会の規定・運用に関し、整理する。

審査会の会長の欠席に関する規定としては、条例第3条第4項において、

「会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するものとする」と規定しており、また、法施行令第43条第3号においても同様の規定があり、審査会では、会長が事故により欠席する場合に備え、あらかじめ会長代理を指名している。

なお、「事故」等当該規定の解釈・運用について、別に定めたものはなく、会長の欠席に際しての審査会の運営等については、その都度、審査会において決定する。

次に、事実関係に関し、説明する。

会長の欠席は、令和元年度から5年度までの間で、令和5年9月28日及び同年11月30日の2回である。

その欠席理由について、令和5年9月28日は、本業の弁護士業務との重複で県外に出張することとなったためであり、令和5年7月27日開催の審査会終了後に会長から報告があり、開催予定日の前後で日程の再調整を試みたものの調整がつかず、会長代理により当初の予定どおり開催することとした。

また、令和5年11月30日は、会長がインフルエンザに罹患したためであり、当日に会長の勤務先の事務所から土地対策課に連絡があったため、各委員の了解のもと、急きょ会長代理により当初の予定どおり開催することとした。

いずれも、審査会では、条例で定める「事故」に該当すると判断したものである。

開発審査会の日程を変更することは、予定どおりに開催されることを前提として許可手続きや事業計画等のスケジュール管理している処分庁や開発事業者に影響を与える。仮に、開催を延期

した場合は事業者の開発工事や事業効果発現に遅れが生じ、日程を前倒しした場合は審査会で配付する資料等の準備が間に合わないことなどが考えられる。このため、日程の大幅な変更は避けなければならない。

なお、会長代理により開催した審査会に関しては、処分庁から付議があり、会長が招集、当日は、会長代理及び3人以上の委員の出席があり、会長代理が会長の職務を代理し、議事の審議・決定を終え、その結果、現在までに6件の付議案件全てが開発（建築）許可を受けており、適時適切な事務処理であったとすることができる。

以上のとおり、審査会会長の欠席に当たり、会長代理が会長の職務を代理することにより審査会を開催したことに違法な点はない。

(2) 委員への報酬及び費用弁償の支出について

静岡県開発審査会は静岡県行政組織規則第13条に定める附属機関の一つであり、その委員報酬については「特別職の職員等の給与等に関する条例」（昭和46年静岡県条例第25号）第2条及び別表第1、また旅行に要した費用弁償については第6条及び別表第4に定められている。

当該規定に基づき出席した委員に対する報酬及び費用弁償の支出は適正である。

(3) 県に生じた損害について

令和5年9月28日及び同年11月30日の審査会は、適法に開催されており、この審査会の開催に係る委員への報酬及び費用弁償は適法に支出されたものであり、県に損害を生じさせたことはない。

(4) 措置請求の内容について

令和5年9月28日及び同年11月30日の審査会は適法に開催されている。会長の欠席は上述のとおり県外への出張及び病気によりやむを得ず欠席したものであり、会長の解任及び会長以外の委員を処分する理由はない。

また、出席した委員に支払った報酬及び費用弁償を返還する理由もない。

3 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がないことから、本請求は棄却されるべきである。

(注) 意見書原文に即して記載した。

また、監査対象機関は、令和6年6月10日に自治法第242条第8項の規定に基づく陳述を行った。陳述には同項の規定により請求人の立会いを認め、請求人が立ち会った。

陳述では上記の意見書に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。

(意見等)

- ・ 事故の解釈について、国土交通省にも問合せをしたが、特にそれについて定めたものや要領のようなものは一切存在せず、「許可権者の判断による」という答えをもらっている。土地対策課としてもそのように考えており、審査会の判断によるという取扱いをしている。
- ・ 本業の出張による欠席については、2か月前の時点で初めて会長から、「用事があり欠席させてくれないか」と話があり、審査会に諮り、審査会の中で事務局からも日程の変更という提案はしたが会長及び委員全員から「その必要はない。やるべきだ」ということになり開催することとしたものである。そのため、突発性という点から事故に該当するか否かという判断はしていない。
- ・ 会長代理については会長の指名によりあらかじめ選任されている。

5 監査対象機関の意見に対する請求人の追加文書

請求人からは、令和6年6月12日に「令和6年6月10日の陳述機会を終えて」及び「開発審査会の請求について 追加の文書」が提出された。

令和6年6月10日の陳述機会を終えて

【本業での欠席】

公務なのか、どうか。ここである。

公務につながる本業なら、公務と同等の欠席になるのか。
無理やり関係づけようとするような発言があったが、
そんなことは関係ない。

だいたい、公務を務めているのは、
本業がその関連性・専門性が認められているからである。

こんなことを認めたら、
いつでも欠席できる。

本業による、欠席
本業による、欠席
本業による、欠席

でも、公務と関係があるから、正当な理由、事故に該当する。

こんなおかしなことを認める例外・前例を作っていない訳がない。

どちらも、静岡県の歴史に名を刻むことになる。

(注) 「令和6年6月10日の陳述機会を終えて」のうち、開発審査会の開催に係る日当交通費の支出に関する住民監査請求の部分のみ原文に即して記載した。

開発審査会の請求について 追加の文書

陳述機会の質疑応答の際に、出てきた資料を、事務局から提供してもらった

これを適用したのか。

第2

規程の解釈

1 「事故があるとき」とは、長期又は遠隔の旅行、病気等の事由により職務を行うことができない場合を……いい、事故があるときに該当するか否かは、客観的状況から個別に判断する。

警視總監の職務代行者に関する規定の運用について

である。直接適用することはできない。

それも、住民監査請求が起きてから、調べたのだから、決定した時には、知らなかった。決定の時点で、職員がこれを適用した、とは言えない。

では、これを類推適用したのか。

第2

規程の解釈

1 「事故があるとき」とは、長期又は遠隔の旅行、病気等の事由により職務を行うことができない場合を……いい、事故があるときに該当するか否かは、客観的状況から個別に判断する。

類推したとしても、適用場面を類推するのであって、文言を書き換えてはならない。

「事故があるとき」とは、大きく3つ挙げられている。

1 長期の旅行により職務を行うことができない場合

- 2 遠隔の旅行により職務を行うことができない場合
- 3 病気の事由により職務を行うことができない場合

結論：どれにも当てはまらない。

理由：本業による県外出張は、病気ではない。3は消える。

本業による県外出張は、旅行ではない。よって、1と2は消える。静岡から東京なら、遠隔と言えるだろうか。新幹線を使えば、片道1時間ちょっとであろう。遠隔というには、無理がある。

では、最後の

- 4 等の事由により職務を行うことができない場合

に当てはまるのか。「等」では非常に範囲が広い。

最後の一文が、重要な意味を持つ。

事故があるときに該当するか否かは、客観的状況から個別に判断する。

「等」になんでもかんでも、含めてよいとは書かれていない。

客観的状況から個別に判断する。

客観的とは、主観的の対義語と言われている。

主観的とは、この場合、警視総監に関する文書であることを考慮すると、本人や総務部長や警務部長（部下を含む）による判断ではないだろう。

同課内なら、主観的だと言われても言い訳できない。

では、どういうことなら客観的と言えるか。

ここでもそうだが、なんでもかんでも客観的だということはできない。非常識な基準を持ち込んで、客観的とは言わない。

ここでも、常識が基準になると言える。常識と照らすことを、客観的だとすることに、反論する者はいるだろうか。

例えば、

- 1 長期の旅行により職務を行うことができない場合

例 1日や2日の旅行を、長期旅行と解釈した。

常識：長期と聞けば、1週間程度からだろう。

2 遠隔の旅行により職務を行うことができない場合

例 隣の県、隣の市、隣の町への旅行を、遠隔の旅行と解釈した。

常識：隣は遠隔と言わないだろう。隣の県の、離島に行くなら、遠隔の旅行に含まれる可能性はあるかもしれない、くらい。

これが常識である。

客観的だと言われても、違和感がないことが分かる。

客観的状況とは、客観的に揃えられる証拠から分かる状況のことである。

伝聞や想像では間違っている可能性もある。

状況から判断するには、判断するに資する証拠・資料を揃えて、行わなければならない。

それらから個別に判断する。

というものである。

客観的＝常識に照らして

状況＝判断するに資する証拠・資料

個別に＝個々の事案に応じて

といいかえることができるのではないか。それに当てはまれば、「事故」だと判断することもできるのかもしれない。静岡県開発審査会の委員である。あくまで類推適用である。

直近で、ニュースを騒がしているのは、

【速報】鹿児島県警の不祥事隠蔽疑惑で警察庁長官「逮捕は極めて遺憾」情報漏洩で逮捕の元県警幹部が県警トップの隠蔽告発

知らない人はいないのではないだろう。逮捕までされた内部告発である。

断っておくが、内部告発を求めているものでは、絶対でない。

疑念を持たれては、外からも、内部からも、指摘を受ける、と言っているのである。

それで、客観的状況の説明に、窮するのではないかと、言っているのである。

堂々と、何を聞かれても、ハッキリと、会見を開いて、答えられるように準備しておかなくてはならないのが、公務員ではないかと、言っているのである。

言えないのは、隠していることがあるからに違いない。

そう、疑念を持たせる判断をすることは、県民からすれば、腹立たしいことである。あなたたち職員にとって、決して気持ちの良いものでもないだろう。

監査委員が、この書面を根拠して、判断するのであれば、

4 等の事由により職務を行うことができない場合
事故があるときに該当するか否かは、客観的状況から個別に判断する。

を類推適用して、客観的状況を踏まえて、つまり、「本業県外出張」が常識的に「事故」に該当すると判断できることを、正確に説明できなければならない。

それができないのであれば、監査委員による主観的、恣意的な判断を行った、との批判を巻き起こすのだから。

添付資料

※警視総監の職務代行者に関する規程の運用について 1枚

(注) 1 「開発審査会の請求について 追加の文書」原文に即して記載した。

2 事実を証する書面として「警視総監の職務代行者に関する規程の運用について」が添付されている。(内容は省略)

6 監査対象機関への聞き取り調査結果(要旨)

令和6年6月11日に監査対象機関(集中化推進課)から静岡県開発審査会委員への報酬及び旅費の支出手続き等について聞き取りを行った。

また、令和6年6月12日に監査対象機関(土地対策課)から会長代理の指名の状況や開発審査会の開催の状況等について聞き取りを行った。

それらの内容は、監査対象機関の意見書や陳述での意見等の内容を除くと、次のとおりである。

(1) 集中化推進課

- ・ 支出命令の事務については、集中化推進課では、本庁の課長、事務局の課長等からの依頼を受け、旅費や報酬等の総務経費について支出命令の事務を行っている。静岡県財務規則の施行について第36.6において、本庁の課長、事務局の課長等は、静岡県財務規則第101条第1項各号に掲げる事項（法令又は契約に違反していないこと等）を調査し、適当と認めたものを集中化推進課に回付しなければならないとなっている。
- ・ 委員の報酬は、静岡県開発審査会は附属機関であるため、特別職の職員等の給与等に関する条例で定められた額を支払っている。委員の旅費は、土地対策課が作成した報酬・報償支払名簿をもとに集中化推進課が作成して土地対策課長が決裁した旅行命令簿に基づいて支払っている。

(2) 土地対策課

- ・ 会長代理については、令和4年11月24日に開催された静岡県開発審査会の場で、会長が指名している。
- ・ 令和5年9月28日開催の静岡県開発審査会については、会長は、本業の弁護士業務との重複で県外に出張することとなったため欠席した。このことについては、令和5年7月27日開催の静岡県開発審査会の場において、会長から令和5年9月28日に県外出張することとなった旨の報告があり、各委員の了承のもと、会長代理によって当初の予定どおり令和5年9月28日に開催することとなったものである。
- ・ 令和5年11月30日開催の静岡県開発審査会については、開発審査会開催当日に会長の勤務先の事務所から会長がインフルエンザに罹患した旨の連絡が土地対策課にあり、各委員の了解のもと、急きょ会長代理により当初の予定どおり開催することとなったものである。

第4 監査の結果

1 認定した事実

監査の結果、認定した事実は次のとおりである。

(1) 静岡県開発審査会について

ア 静岡県開発審査会は、自治法第138条の4及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条の規定に基づいて設置されている機関であり、都市計画法第50条第1項前段に規定する審査請求に対する裁決、市街化調整区域における開発行為等の審査などその権限に属する事項を行う機関である。

イ 静岡県開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、静岡県開発審査会条例で定められている。

ウ 静岡県開発審査会条例のほか、運営に関し必要な事項は静岡県開発審査会運営規程で定められている。

(2) 静岡県開発審査会の開催

ア 静岡県開発審査会条例第4条の規定により、開発審査会は会長が招集することとされている。また、同条において開発審査会は会長及び3人以上の委員の出席がなければ会議を開くことができないとされている。

- イ 静岡県開発審査会条例第3条の規定により、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理することとされている。現在の開発審査会委員の任期は令和4年11月1日から令和6年10月31日までであり、会長代理については、開発審査会委員改選後初となる令和4年11月24日に開催された静岡県開発審査会の場で、会長が指名している。
- ウ 令和5年9月28日開催の静岡県開発審査会については、令和5年9月12日付けで会長名により招集をしている。開催当日は、会長代理及び委員5人が出席をしている。会長は、本業の弁護士業務との重複で県外に出張することとなったため欠席した。このことについては、令和5年7月27日開催の静岡県開発審査会の場において、会長から令和5年9月28日に県外出張することとなった旨の報告があり、出席した各委員の了承のもと、会長代理によって当初の予定どおり令和5年9月28日に開催することとしたものである。
- エ 令和5年11月30日開催の静岡県開発審査会については、令和5年11月17日付けで会長名により招集をしている。開催当日は、会長代理及び委員4人が出席をしている。開発審査会開催当日に会長の勤務先の事務所から会長がインフルエンザに罹患した旨の連絡が土地対策課にあり、出席した各委員の了解のもと、急きょ会長代理により当初の予定どおり開催することとしたものである。

(3) 開発審査会の開催に伴う報酬及び旅費の支出

- ア 静岡県財務規則第79条及び静岡県財務規則の施行について（通達）第36の規定により、委員報酬、旅費等の支出については、出納局集中化推進課が処理することとされている。また、同通達において本庁の課長は静岡県財務規則第102条各号に掲げる事項（請求又は支出の金額の基礎を明らかにする書類等）を集中化推進課長に回付することによって支出命令の事務を依頼すること、この場合において、静岡県財務規則第101条第1項各号に定める事項（法令又は契約に違反していないこと等）を調査し適当と認めたものを回付しなければならないものと定められている。これらの規定に基づき、事業を所管する課は、事業終了後10日以内に報酬・報償支払名簿、支出の根拠となる書類（委嘱等の状況がわかる書類、開催日・会場等が確認できる書類、報酬・報償金額が確認できる書類、実績（履行）が確認できる書類、旅費支給の根拠が確認できる書類）をそろえて出納局集中化推進課に提出し、出納局集中化推進課が当該書類を基に支出処理を行う。
- イ 令和5年9月28日の開発審査会開催後、令和5年9月29日に土地対策課は上記規定に基づき、報酬・報償支払名簿、支出の根拠となる書類を出納局集中化推進課に提出した。出納局集中化推進課は当該書類を基に支出票を作成し、令和5年10月31日に静岡県開発審査会出席者に対し、委員報酬及び旅費の支出を行った。
- ウ 令和5年11月30日の開発審査会開催後、令和5年12月1日に土地対策課は上記規定に基づき、報酬・報償支払名簿、支出の根拠となる書類を出納局集中化推進課に提出した。出納局集中化推進課は当該書類を基に支出票を作成し、令和5年12月27日に静岡県開発審査会出席者に対し、委員報酬及び旅費の支出を行った。

2 判断

第4の1の認定した事実等に基づき、本件措置請求について次のとおり判断する。

(i) 静岡県開発審査会委員への報酬及び旅費支出の違法性又は不当性の有無

静岡県開発審査会委員への報酬及び旅費支出の違法性又は不当性の有無について次のとおり判断する。

- 静岡県開発審査会条例第3条の「開発審査会会長に事故あるとき」についての解釈・運用を定めたものはないが、地方自治法第152条において「普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は副市町村長がその職務を代理する。」との規定があり、その解釈について逐条地方自治法（学陽書房）によれば「事故があるときとは、長期又は遠隔の旅行、病気その他なんらかの事由によりその職務を自ら行い得ない場合をいう。」とされている。また、平成23年8月11日付け、通達甲（総.企.管）第5号、「警視総監の職務代行者に関する規程の運用について」における規程の解釈では、「事故があるとき」とは、長期又は遠隔の旅行、病気等の事由により職務を行うことができない場合をいい、該当するか否かは、客観的状況から個別に判断する。」としており、本条例においても同様に解釈するのが相当と考えられる。

会長は、令和5年9月28日開催の開発審査会を、本業の弁護士業務で県外に出張することとなったため欠席し、同年11月30日開催の開発審査会はインフルエンザに罹患したために欠席したが、いずれも本条例第3条の「会長に事故あるとき」に該当するものである。また、会長の欠席に際し、本条例第3条に基づき、会長代理により開催することについて各委員の了承を得ている。

したがって、同日の開発審査会において、会長代理により開催したことは、何ら違法なものではない。

- 集中化推進課は、土地対策課から提出された報酬・報償支払名簿及び支出の根拠となる書類を基に、出席者の確認、旅行経路の確認等を行い支出命令を行っている。
- これらの点を踏まえれば、静岡県開発審査会の開催が違法又は不当であるとはいえず、静岡県開発審査会委員へ報酬及び旅費を支出したことは問題ない。

以上のことから、静岡県開発審査会委員への報酬及び旅費の支出は違法又は不当ではない。

(2) 自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」は存在するか。

(1)に記載したとおり静岡県開発審査会委員への報酬及び旅費の支出が違法又は不当であるとする理由はなく、報酬額等及び支出手続きについても静岡県財務規則等に反しているとは認められない。

したがって、「違法若しくは不当な公金の支出」は存在しない。

3 結論

以上のことから、県には「違法若しくは不当な公金の支出」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。